

大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業  
共同施設整備費補助制度実施要綱

制 定 平成15年 9月11日  
最近改正 平成26年 1月 1日

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市HOPEゾーン事業まちなみ環境整備要綱（以下「HOPE整備要綱」という。）第7条及び大阪市マイルドHOPEゾーン事業まちなみ環境整備要綱（以下「マイルド整備要綱」という。）第7条の規定に基づき、住民等のまちなみ形成のための活動支援又は地域の景観形成に資するものとして供用される通路、広場、集会所等（以下「共同施設」という。）の整備を行う者に対して、その費用の一部を大阪市が補助することにより、地域の特徴を活かした魅力的なまちなみ環境整備の推進を図るとともに、大阪市補助金交付規則（平成18年大阪市規則第7号）に定めるもののほか、当補助制度に関して必要な事項を定めることにより、補助金の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。その他の用語の意義はHOPE整備要綱及びマイルド整備要綱に準じる。

- (1) 区域 HOPE整備要綱第2条第1号の区域及び、マイルド整備要綱第2条第1号に定める区域のうち別表に定めるエリアをいう
- (2) 補助金 本市が交付する補助金をいう
- (3) 補助事業 この要綱により補助金の交付対象となる事業をいう
- (4) 補助事業者 補助事業を行う者で、補助事業を行う土地及び建築物の所有者又はそれらの承諾を得た者をいう

(市長の責務)

第3条 市長は、補助金に係る予算の執行に当たっては、補助金が市税その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金の交付の目的に従って公正かつ効率的に使用されるよう努めるものとする。

(補助事業者の責務)

第4条 補助事業者は、この要綱及び関係法令、条例等を遵守し、共同施設整備の実施に努めなければならない。

- 2 補助事業者は、この要綱に基づく補助を受けて整備した共同施設について将来にわたって適切に維持管理するよう努めなければならない。
- 3 前3項の規定は、補助事業者がこの要綱に基づく補助を受けて整備した共同施設を第三者に賃貸又は譲渡した場合には、これを継承させなければならない。

(補助金の交付)

第5条 市長は、区域内において行われる共同施設の整備に要する費用の一部について、補助金を交付することができる。ただし、予算の範囲内かつ対象となる経費の3分の2を超えない額を限度とする。

2 前項により交付する補助金の額は、1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

3 前項に規定する補助金の交付については、補助事業の内容が次の各号に掲げる要件を全て満たすものに限る。

- (1) 地域の特徴を活かした、周辺環境にふさわしい仕様や外観で、魅力的なまちなみ環境整備の推進に寄与するものであること
- (2) 原則として一般の利用に供されるものであること
- (3) 専ら営利を目的に利用されるものでないこと

(補助金の交付申請及び決定)

第6条 補助事業者が、補助事業を行おうとするときは、あらかじめその旨を市長に申請し、補助金の交付の決定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定するにあたって、必要な指導助言等を行うことができる。

(補助金の交付の除外要件)

第6条の2 市長は、申請者が次に掲げるいずれかに該当する場合は、交付決定を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 大阪市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められる場合

(着手届)

第7条 補助事業者は、前条の補助金の交付の決定を受けた後、補助事業に着手し、速やかにその旨を市長に届出なければならない。

(補助金の交付変更等申請及び決定)

第8条 補助事業者は、第6条により補助金の交付決定を受けた後に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じるときは、あらかじめその旨を市長に申請し、補助金交付の変更の決定を受けなければならない。

- (1) 補助事業の全部を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助金の交付決定を受けた額を変更しようとする場合
- (3) その他申請内容の大幅な変更をしようとする場合

(関係書類の整備)

第9条 補助事業者は、補助事業に係る経費を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助金の額

の確定の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

(立入検査等)

第10条 市長は、補助金の適正な執行を確保するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(遂行指示)

第11条 市長は、補助事業者が提出した報告等により、その補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう指示することができる。

(決定の取消等)

第12条 市長は、補助事業者が次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途へ使用したとき
- (2) 補助事業に関して補助金の交付の決定の内容、これに付した条件、その他法令等若しくはこれに基づく市長の処分に違反したとき
- (3) 第6条の2各号のいずれかに該当すると判明したとき

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定後、特別の事情が生じたときは、当該補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件を変更することができる。

4 前項の規定による変更は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

5 市長は、補助金の交付決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

- (1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他残務処理に要する費用
- (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する費用

6 第5条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その成果を速やかに市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の報告を受けた場合は、当該報告の内容を審査すると共に、現地の調査を行い、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 市長は、第13条の報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これらに適合させるために必要な措置をとるよう当該補助事業者に指示することができる。

2 第13条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の請求及び交付)

第16条 第14条に規定する通知を受けた補助事業者は、すみやかに補助金交付の請求を市長にしなければならない。なお補助事業者がHOPEゾーン協議会会長又はマイルドHOPEゾーン協議会会長の場合は、「第14条」を「第6条」と読み替えるものとし、額の確定後には精算報告の提出を受けることとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、第12条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をするよう補助事業者に求めるものとする。

(加算金及び延滞金)

第18条 補助事業者が前条の規定により補助金の返還を命じられた場合において、当該返還に伴う加算金及び延滞金の算定に関しては、大阪市補助金等交付規則の定めるところによる。

(その他)

第19条 この要綱の施行に際し必要な事項は、大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業共同施設整備費補助金交付事務取扱要領で定める。

附 則

この要綱は、平成15年 9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

○別表（第2条関係）

四天王寺・夕陽丘エリア（上町台地地区（マイルドHOPEゾーン事業区域）内）	
7.2 ha	天王寺区 生玉町 生玉寺町 夕陽丘町 伶人町 四天王寺1丁目 下寺町1・2丁目 逢坂1丁目 大道1丁目